

わがまち特例一覧表

鎌倉市市税条例第32条の2及び附則第8項

適用条項	特例の対象となる資産		特例率
法第349条の3第28項	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産		1/3
法第349条の3第29項	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産		1/3
法第349条の3第30項	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産		1/3
法附則第15条第2項第1号	汚水又は廃液処理施設		1/2
法附則第15条第2項第2号	大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設		1/2
法附則第15条第2項第6号	下水道除外施設		3/4
法附則第15条第8項	特定都市河川流域の雨水貯留浸透施設		3/4
法附則第15条第32項第1号イ	特定太陽光発電設備	10kw以上1,000kw未満	1/2
法附則第15条第32項第2号イ		1,000kw以上	7/12
法附則第15条第32項第2号ロ	特定風力発電設備	20kw未満	7/12
法附則第15条第32項第1号ロ		20kw以上	1/2
法附則第15条第32項第3号イ	特定水力発電設備	5,000kw未満	1/3
法附則第15条第32項第1号ハ		5,000kw以上	1/2
法附則第15条第32項第1号ニ	特定地熱発電設備	1,000kw未満	1/2
法附則第15条第32項第3号ロ		1,000kw以上	1/3
法附則第15条第32項第3号ハ	特定バイオマス発電設備	10,000kw未満	1/3
法附則第15条第32項第1号ホ		10,000kw以上20,000kw未満	1/2
法附則第15条第37項	水防法の浸水防止用設備		2/3
法附則第15条第44項	特定事業所内保育施設の用に供する固定資産		1/3
法附則第15条第45項	市民緑地の用に供する土地		2/3
法附則第15条第47項	生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等		零
法附則第15条の8第2項	サービス付き高齢者向け住宅		2/3